

広島県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十一年
広島県告示第百七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・一〇二号駅前油見線

三 事業施行期間

平成三十一年二月二十一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし